

名古屋高裁高浜原発バックフィット停止義務付け訴訟 控訴取下げに当たって、安全の確保されていない原発を 稼働させないように闘い続ける旨の声明

2022年4月28日

高浜原発バックフィット・停止義務付け訴訟原告団及び弁護団

1 高浜原発3、4号機のバックフィット停止義務付け訴訟に関し、当原告団及び弁護団は、2022（令和4）年3月10日になされた名古屋地方裁判所民事9部（日置朋弘裁判長）の不当判決に対して、その不当な内容を上級審において正すべく、同月23日、名古屋高等裁判所に対して控訴していたところである。

2 同判決は、福島第一原発事故の教訓を踏まえず、原発に要求される安全の水準を、福島第一原発事故以前の平成4年伊方最高裁判決よりも後退させて、バックフィット制度を骨抜きにし、新たな「安全神話」を復活させる、根本的な誤りを含むものであった。

停止を義務付けるための主張立証責任を我々住民側に負わせている点、原子力規制委員会に広汎な裁量を認める結果となっている点、我々の主張を曲解し、あるいは無視している点など、その内容は、福島第一原発事故後の司法判断として信じ難いものであり、到底承服できないものである。

3 もっとも、この訴訟では、我々は、鳥取県大山の噴火規模の見直しを踏まえ、設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可及び使用前確認を終えるまでの間、原発の使用を停止することを義務付けることを求めていたところ、2021（令和3）年5月19日に新たな設置変更許可がなされていた。

その後、本年2月15日に工事計画認可がなされ、同年3月7日には使用前確認を行わない旨の指示がなされた。そのため、保安規定変更認可がなされれば、訴えの利益がなくなる状況にあった。そのような中、本年4月7日には保安規定変更認可もなされたことから、本件訴訟については、訴えの利益がなくなったこととなる。

4 しかし、これで本件原発の安全が確保されたわけではない。

我々は、この訴訟において、大気中の火山灰濃度が大幅な過小評価となっていること、そのため、原発の冷却機能を維持できなくなるおそれがあることを主張していたところ、本判決は、これにまともに答えることなく、濃度の問題は保安

規定変更認可の中で審査されていること、これらの手続を完了させなければ、運転の前提条件を満たさないと判断することが示されていることを理由に、我々の請求を退けていた。要するに、濃度の過小評価があれば、保安規定変更認可の中で是正されるだろうと考えていたのである。

ところが、原子力規制委員会は、我々が主張していたとおり、この点を是正することなく、濃度の過小評価を見過ごしたまま保安規定変更認可を行った。原子力規制委員会は、裁判所が考えていたような適切な判断をする機関ではないことが明らかとなるとともに、本判決が、いかに非現実的な判断をしていたかがますます明らかになったといえる。

- 5 本件訴訟については控訴を取り下げざるを得ないが、大山噴火の影響を受ける若狭湾周辺の原子力施設は依然として安全が確保されないままである。高浜原発1、2号機及び美浜原発3号機の老朽原発については、現在、名古屋地方裁判所において、設置変更許可処分等の取消訴訟が係属中であり、本件訴訟で指摘した問題は、この訴訟の中で徹底的に明らかにしていく。

我々は、本判決のように、福島第一原発事故によって生命や人生を奪われた多数の人々の思いまでも踏みにじる不当な判決には絶対に屈しない。老朽原発訴訟も含め、当原告団及び弁護団は、今後も安全の確保されない原発を稼働させないよう、闘いを続ける所存である。

以上